

設楽町地球温暖化対策実行計画

(区域施策編・事務事業編)

令和8年3月

設 楽 町

目 次

I	背景.....	1
1	地球温暖化のメカニズム.....	1
2	地球温暖化の状況.....	2
3	地球温暖化問題に対する取組み.....	7
II	基本的事項.....	12
1	計画の目的.....	12
2	計画の対象とする範囲.....	12
3	対象とする温室効果ガスの種類.....	13
4	計画期間、見直し.....	14
5	上位計画や関連計画との位置づけ.....	14
III	「温室効果ガス総排出量」の状況.....	15
III-1	設楽町の地域特性.....	15
III-2	事務事業編.....	15
1	算定範囲及び算定方法.....	15
2	施設の用途分類.....	15
3	温室効果ガス排出量の現状.....	17
III-3	区域施策編.....	26
1	区域の排出量.....	26
III-4	温室効果ガス排出量の将来推計.....	29
IV	「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な削減目標.....	31
1	目標設定の考え方.....	31
2	基準年度.....	31
3	数量的な目標.....	31
V	目標達成に向けた取組み.....	32
1	取組みの基本方針.....	32
2	事務事業に関わる施策.....	32
3	区域施策.....	35
VI	計画の進捗管理の仕組み.....	37
1	推進体制.....	37
2	進捗管理.....	38
	添 付 資 料.....	0
	対象施設の分類.....	1
	用語集.....	3

I 背景

1 地球温暖化のメカニズム

地球温暖化のメカニズムを図 1-1 に示します。

地球の大気には、二酸化炭素等の温室効果ガスと呼ばれる気体がわずかに含まれています。これらの気体は、赤外線を吸収し、再び放出する性質があるため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが熱として大量に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきた赤外線が地球の表面付近の大気を暖めます。これを「温室効果」と呼びます。

18 世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少等により、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加し、地球の気温が上昇する「地球温暖化」が引き起こされています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-1 地球温暖化のメカニズム

2 地球温暖化の状況

(1) 温室効果ガス濃度の推移

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素濃度の推移を、図 1-2～図 1-4 にそれぞれ示します。

二酸化炭素の大気中の濃度は過去数百年にわたって 280ppm 程度で推移していましたが、産業革命が起こった 18 世紀半ばから上昇を始め、1960 年以降には急激に増加しており、2023(令和 5)年には 420ppm に達しました。

また、メタン、一酸化二窒素も、同様に 18 世紀半ばから急激に増加しています。

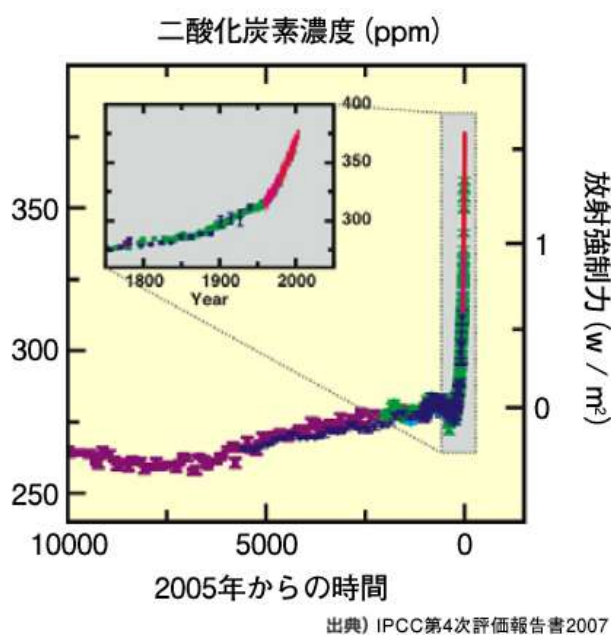


図 1-2 二酸化炭素濃度の推移

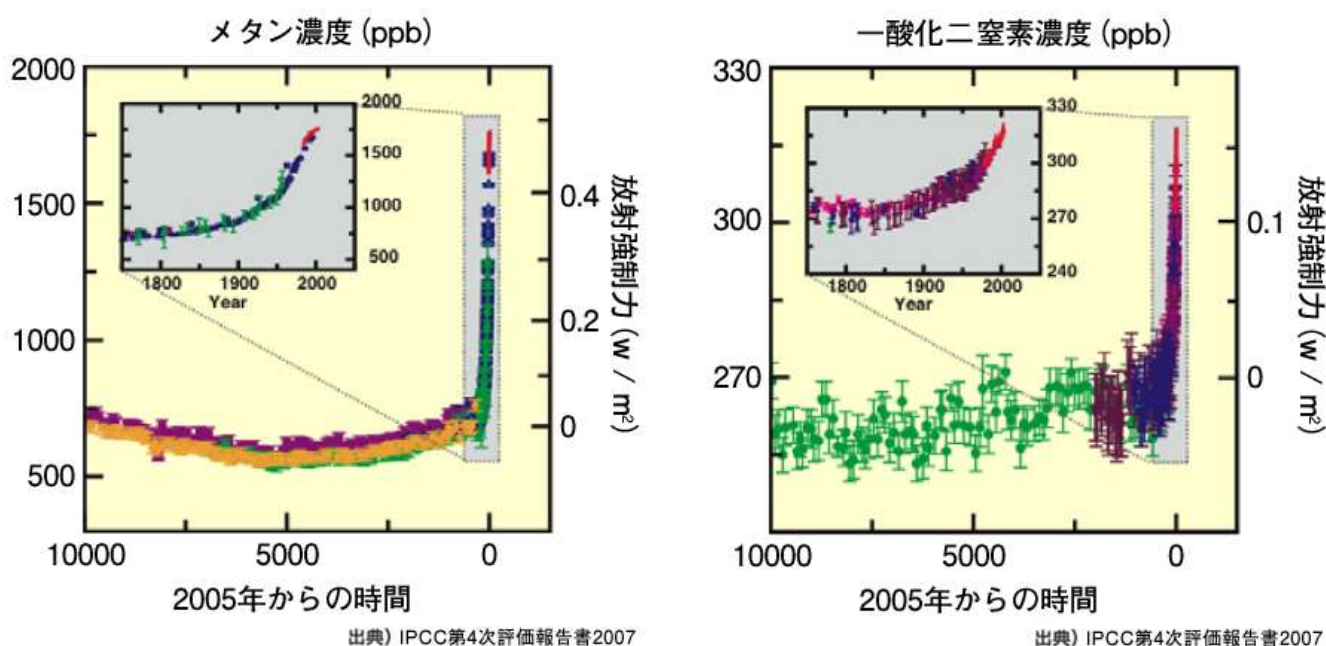


図 1-3 メタン濃度の推移

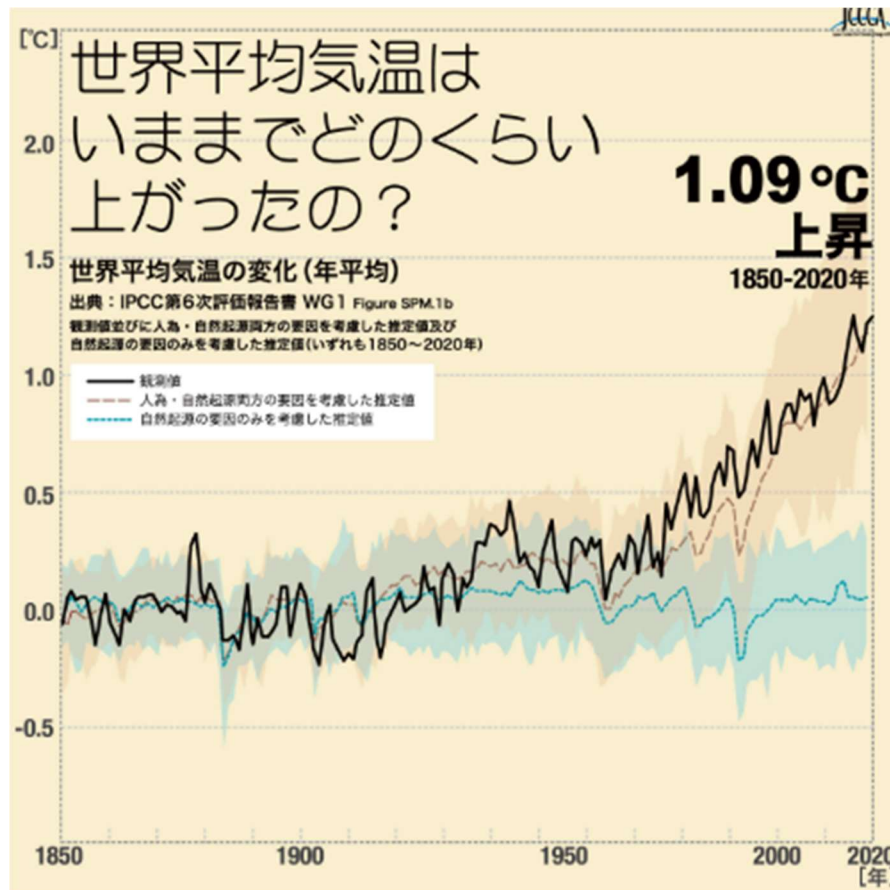
図 1-4 一酸化二窒素濃度の推移

(2) 温室効果ガスによる気温の推移

地球の平均気温の推移を図 1-5 に示します。

世界の平均気温は上昇傾向にあり、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が公表した第6次評価報告書では、陸域と海上をあわせた世界平均地上気温は、1880 年から 2020(令和2)年の間に 1.09℃上昇していると示されました。

また、最近 30 年の各 10 年間は、1850 年以降のどの 10 年間よりも高温であり続けたとしています。



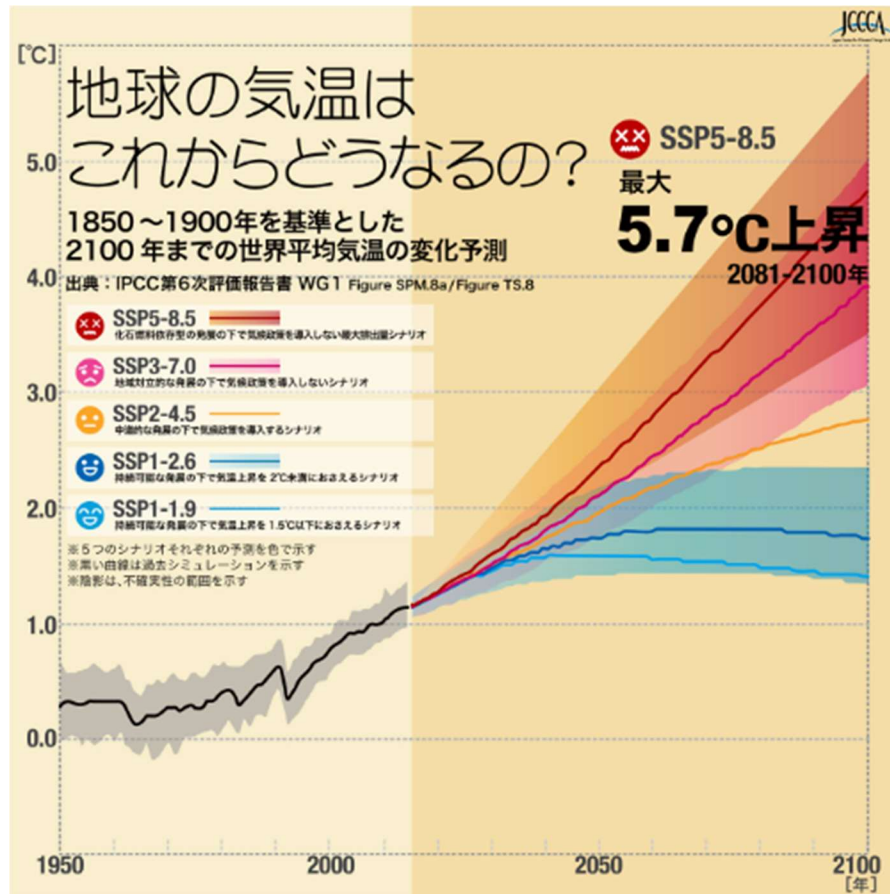
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-5 地球の平均気温の推移

(3) 温室効果ガスによる気温の将来予測

世界の平均気温の将来予測を図 1-6 に示します。

第 5 次評価報告書では、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合、21 世紀末に世界平均地上気温は 2.6～5.7℃上昇し、気温上昇を低く抑えるための厳しい温暖化対策をとった場合でも 0.3～1.7℃ の上昇は避けられないとしています。



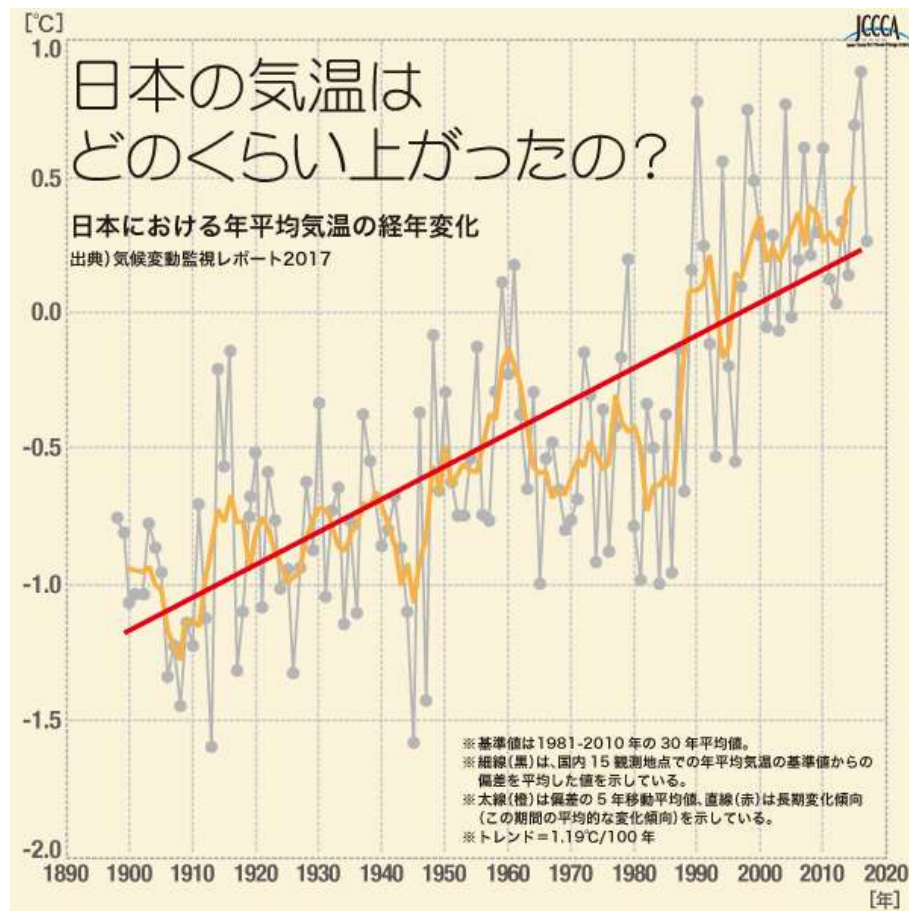
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-6 世界の平均気温の将来予測

(4) 日本における温室効果ガスによる気温の推移

日本の平均気温の推移を図 1-7 に示します。

日本の平均気温は上昇傾向にあり、「気候変動監視レポート 2017」では、最近 100 年の間に 1.19°C 上昇していると示されました。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

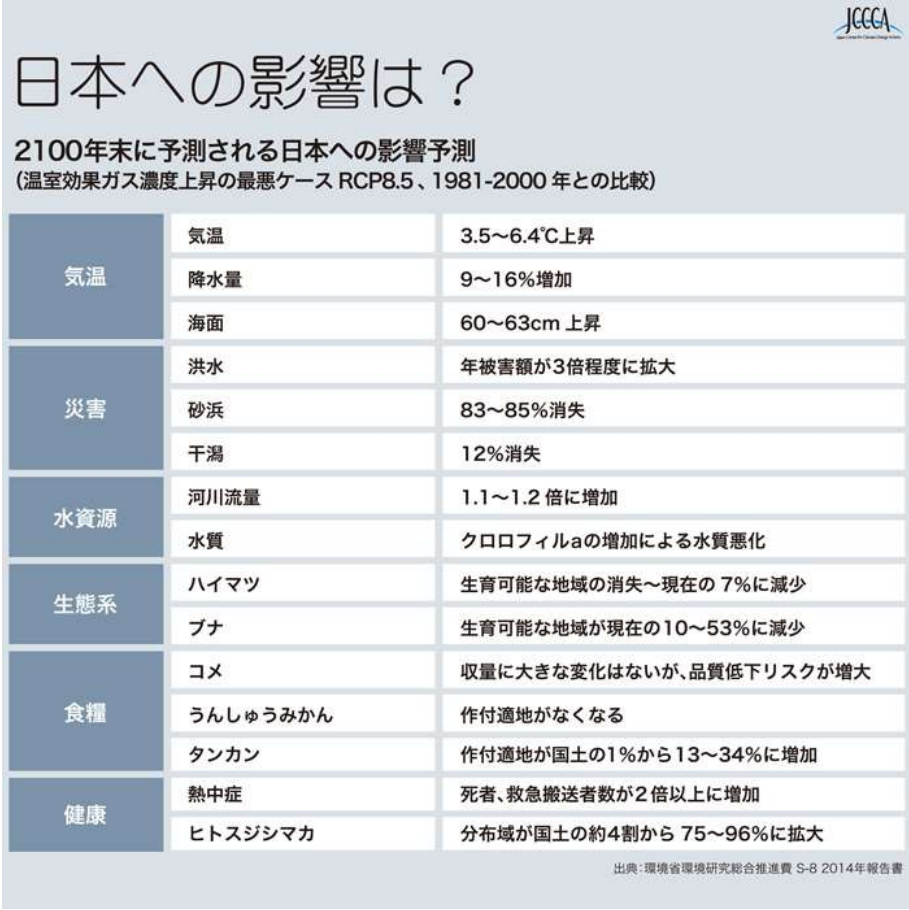
図 1-7 日本の平均気温の推移

(5) 日本における温室効果ガスによる影響予測

21 世紀末における日本への温室効果ガスによる影響予測を図 1-8 に示します。

現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合、21 世紀末に日本の平均気温は 3.5～6.4℃上昇することが示されており、世界の平均気温の上昇率よりも高くなっています。

また、海面は 60～63 cm 上昇すると示されています。



日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干渴	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の 7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の 10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から 13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から 75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 1-8 日本への影響予測

3 地球温暖化問題に対する取組み

(1) 国際的な取組み

1992(平成 4)年、「気候変動に関する国際連合枠組み条約（気候変動枠組条約）」が、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）」において採択され、地球温暖化対策に世界全体で取り組むことが合意されました。

1997(平成 9)年、京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において、先進国等の温室効果ガス排出量の削減を定めた「京都議定書」が採択されました。

2008(平成 20)年、G8 首脳会議洞爺湖サミットが開催され、2050(令和 32)年に世界の温室効果ガスを半減させるとする数値目標を共有することが合意されました。

2010(平成 22)年、メキシコのカンクンで開催された COP16 において、これまでの先進国のみ削減義務を負う枠組みから、先進国と途上国両方の削減目標・行動を同じ枠組みの中に位置付ける「カンクン合意」が採択されました。

2015(平成 27)年、フランスのパリで開催された COP21 において、「京都議定書」以来の新たな法的拘束力のある国際的な枠組み「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ 2 度未満にすることを前提に、1.5 度に抑えるよう努力するとして、今世紀後半には、世界全体の人為的な温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを目指す長期目標を定めました。そして、この目標を達成するため、すべての国と地域が各々の事情に応じた目標を設定し、5 年ごとに見直しをすることが義務付けられました。

(2) 日本の取組み

1993(平成 5)年、「気候変動に関する国際連合枠組条約」に批准し、1994(平成 6)年に条約が発効されました。

1998(平成 10)年、前年度に「京都議定書」が採択されたことを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（最終改正：2016(平成 28)年 5 月 27 日法律第 50 号）」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が施行され、地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずることとされ、その措置に関する計画「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定が義務付けられました。

2016(平成 28)年、前年度に採択された「パリ協定」に批准し発効され、「地球温暖化対策推進法」を一部改正し「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画において、温室効果ガス削減目標を、中期目標として「2030(令和 12)年度までに 2013(平成 15)年度比で 26%削減（地方公共団体は 40%）」、さらに長期目標として「2050(令和 32)年までに 80%の温室効果ガス削減を目指す」としています。

2018(平成 30)年、気候変動への適応を初めて法的に位置付けた「気候変動適応法」が成立し、国、地方公共団体、事業者及び国民の担うべき役割を明確化する等、気候変動への適応の総合的な推進を図るべき事項が規定され、この法に基づき「気候変動適応計画」を策定しました。

2020(令和 2)年、日本は、2020 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、2021(令和 3)年に地球温暖化対策計画を閣議決定し、2030 年度において温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

2023(令和 5)年、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(GX 法 (GX 推進法)、2025 年 5 月改正)が成立し、温室効果ガス排出量取引制度、化石燃料賦課金などを通じて、カーボンニュートラル実現と経済成長の両立を目指すことになりました。

（３）愛知県の取組み

2012(平成 24)年、「地球温暖化対策推進法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、2050(令和 32)年頃を見越した持続可能な低炭素社会の実現に向け、中長期的な施策の方向性を示す「あいち地球温暖化防止戦略 2020」が策定されました。

2018(平成 30)年、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」における取組状況の評価や部門ごとの課題等を踏まえながら、温室効果ガスの削減目標及び地域の強みや資源を活かした施策の体系等を見直し、「あいち地球温暖化防止戦略 2030」が策定されています。

2022（令和 4）年には、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すという長期目標の下、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」が策定されています。この戦略では、「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」を加速するとともに、愛知発の脱炭素イノベーションの推進や水素利用の拡大などにより、2030(令和 12)年度の県内の温室効果ガス総排出量を 2013(平成 25)年度比で 46%削減する目標が設定されています。

また、地球温暖化対策に関する県、事業者及び県民の責務を明確化し、すべての主体の自主的かつ積極的な取組みを促すため、「愛知県地球温暖化対策推進条例」が制定されました。

（４）設楽町の取組み

「第 2 次設楽町総合計画」では、10 年後の将来像の達成に向けた取組みが示されており、本計画に関係する個別計画を以下に示します。

○関係する個別計画

- ・地域新エネルギービジョン（環境・エネルギー対策を遂行する上で必要となる、地域特性を活かした新エネルギーの総合的・計画的な導入を図るための指針）
- ・木質バイオマス利活用重点ビジョン（木質資源のバイオマスエネルギーや、製紙・ボード類の原材料、土壌改良剤や堆肥等への活用方針を定めた指針）
- ・森づくり基本計画（設楽町森づくり基本条例で定めた基本理念に基づき、設楽町の森づくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画）
- ・設楽町営住宅ストック総合活用計画（町営住宅ストック活用の基本的な考え方を示すとともに、建替事業、改善事業、維持保全等の適切な手法の選択のもと、町営住宅ストックの総合的な活用を図るための計画）
- ・設楽町営住宅長寿命化計画（安全で快適な住まいを長期的に確保し、立替事業、改善事業、維持保全等の適切な手法の選択のもと、町営住宅の長寿命化によるコスト削減と事業量の平準化を図ることを目的とした計画）

○関係する例規

- ・設楽町環境保全取扱要綱
- ・設楽町の自然景観と生活環境を守る条例
- ・設楽町の自然景観と生活環境を守る条例施行規則
- ・設楽町森づくり基本条例
- ・設楽町森づくり会議規則
- ・設楽町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- ・設楽町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則
- ・設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例

■SDGs（持続可能な開発目標）

2015(平成 27)年、国連「持続可能な開発サミット」において、世界が持続可能な道を歩むための行動をすべての国に求める「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

そこに記載された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、持続可能な世界を実現するために 2030(令和 12)年までに達成すべき国際社会全体の目標であり、「地球上の誰一人として取り残さない」を理念とし、行動変革につなげるため一人ひとりが持続可能な社会づくりに必要な知識とスキルを得ること等が示されています。

SDGs のゴールには、気候変動、エネルギー、持続可能な消費と生産等の分野があり、17 の目標と 169 のターゲットから成り立っています。



出典：国際連合広報センター

■各国の温室効果ガス削減目標

日本は、2030(令和12)年度までに、2013(平成25)年度比で46%削減を掲げています。また、2035(令和17)年度、2040(令和22)年度までの削減目標を2013(平成25)年度比でそれぞれ60%削減、73%削減としています。

各国が自主的に定めた目標は基準年度や指標等が異なるため、基準年度を2013(平成25)年に統一して比較すると、日本の目標はEUや米国より高くなっています。

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ^(*) を目指す年など (*) 温室効果ガス排出量を相殺してゼロにすること
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 65% 以上削減 ※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを目指す (2005年比)	2060 年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 55% 以上削減 (1990年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 45% 削減 (2005年比)	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2035 年度において 60% 削減 ^(*) 2040 年度において 73% 削減 ^(*) (2013年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030 年までに 30% 削減 ^(*) (1990年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2035 年までに 61-66% 削減 (2005年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表題のまま掲載しています (2023年5月現在)

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

Ⅱ 基本的事項

1 計画の目的

「設楽町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」（以下、「本計画」という。）は、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して、設楽町（以下、「本町」という。）が温室効果ガス排出量の削減を行うための総合的な計画です。

町民の生活や事業者及び本町が実施している事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定します。

本計画では、産業部門、業務部門（町施設における省エネルギー化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入等を含む）、家庭部門、運輸部門及び廃棄物分野の温室効果ガスの排出量削減に向けた基本的な方針を定め、その方針を実現するための実施体制及び実施手順を定めるものです。

2 計画の対象とする範囲

本計画において事務事業編の対象とする範囲は、本町の組織及び施設（指定管理施設を含む）におけるすべての事務・事業とし、全職員（再任用、任期付、嘱託、臨時職員を含む）へ適用します。また、その他本町所有施設において勤務する者（町議会議員、指定管理者、小中学校教諭等）については、本計画の趣旨を伝達し協力を要請します。

区域施策編が対象とする範囲は、町内全域の住民、事業者の温室効果ガスの排出量削減、森林吸収源の保全、強化に関するすべての事項を対象とします。

なお、事務事業編と区域施策編の分けについては、以下のとおりです。

■ 地方公共団体実行計画とは

項 目	事務事業編	区域施策編
策 定	すべての地方公共団体	都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市 ※中核市未満は努力義務
内 容	地方公共団体自ら実施する排出削減等の措置に関する計画	自然的社会的条件に応じて、その区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画
取組例	・庁舎・地方公共団体が管理する施設の省エネルギー対策 等	・再生可能エネルギー等の利用促進 ・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進 ・都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善 ・循環型社会の形成 等

3 対象とする温室効果ガスの種類

対象とする温室効果ガスを表 2-1 に示します。

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」第 2 条第 3 項において規定されている 7 種類の物質とします。

表 2-1 対象とする温室効果ガス

ガスの種類	人為的な発生源	地球温暖化係数※
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、灯油、ガソリン等の使用、廃プラスチック類の焼却等	1
メタン (CH ₄)	湿地、水田、家畜の腸内発酵等、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等	265
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	カーエアコンの使用や廃棄時等	4～ 12,400
パーフルオロ カーボン (PFC)	半導体の製造・溶剤等に使用された製品の製造・使用・ 廃棄時等	6,630～ 11,100
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用された 製品の製造・使用・廃棄時等	23,500
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリー ニングに使用	16,100

※：地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を基準に比
で表したもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第
三百二十七号）」第4条によります。

4 計画期間、見直し

実行計画（事務事業編）は、2016(平成 28)年 5 月 13 日に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に基づき、策定年度である 2020(令和 2)年度から 2030(令和 12)年度(図 2-1)として策定されました。

計画は、概ね 5 年を目途に、計画の進捗や社会情勢の変化等に応じて適宜の見直しを行うものとしていました。ここでは実行計画（事務事業編）を更新するとともに、区域の施策を加え実行計画（区域施策編・事務事業編）として、2030(令和 12)年度までの計画の見直しを行いました。

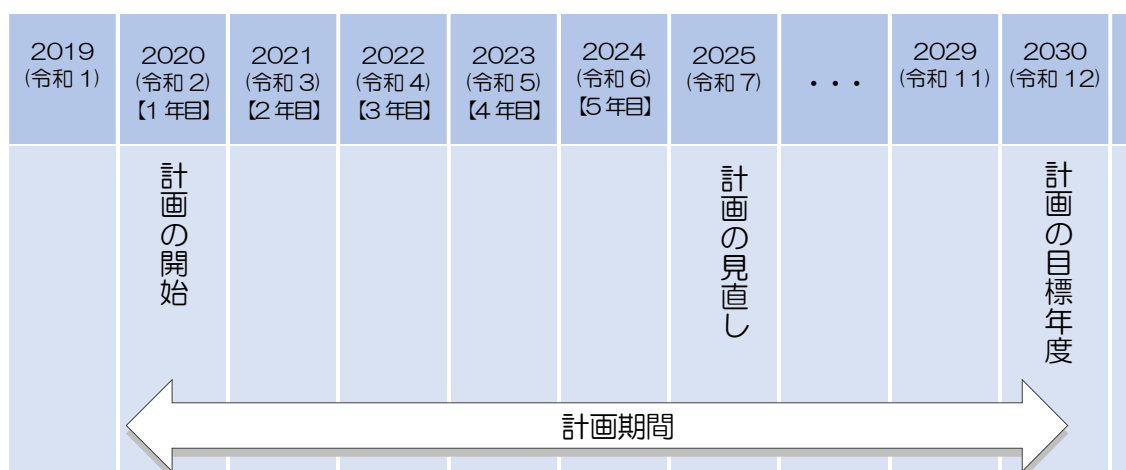


図 2-1 計画期間及び見直し予定時期

5 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画の位置づけを図 2-2 に示します。

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」及び愛知県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」に基づき、地球温暖化防止の観点から策定するもので、「第 2 次設楽町総合計画」に示される将来像の実現へ向け、「設楽町公共施設等総合管理計画」等の関連計画と整合を図りながら、着実な温室効果ガス総排出量の削減へ向けた方針を示しつつ、その実現のための実施体制を定めるものです。

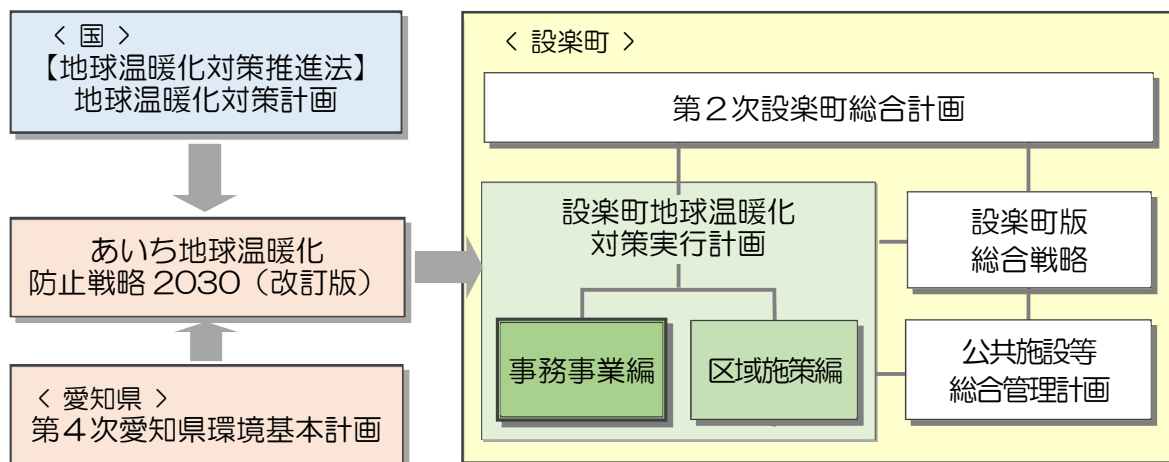


図 2-2 本計画の位置づけ

Ⅲ 「温室効果ガス総排出量」の状況

Ⅲ-1 設楽町の地域特性

「設楽町」は、愛知県の北東部に広がる三河山間地域の中央に位置し、東は東栄町、豊根村、西は豊田市、南は新城市、北は長野県根羽村と隣接し、東西約 22.4 キロメートル、南北約 19.7 キロメートル、総面積 273.94 平方キロメートルあり、総面積の約 9 割を占める山林は、1,000 メートル級の山々が連なり、豊川、矢作川、天竜川という三大水系の水源地となっています。

気候は、三河山間部の気象に区分され、やや内陸性で、冬季は平均気温がマイナスになることもあり、冬の冷え込みは厳しいですが、夏は涼しい地域となっています。

町村合併を行った平成 17(2005)年の人口は 6,306 人であったが、令和 7 年(2025)年には 4,005 人となっており、深刻な状況が続いています。

町の北部に位置する名倉・津具地区では、水稻やトマトの栽培が盛んです。

町内には、5 つのバス路線があるが、運行本数も少なく、日常の買い物や医療機関への移動手段として自動車が多く利用されています。

Ⅲ-2 事務事業編

1 算定範囲及び算定方法

本計画における温室効果ガス総排出量算定の対象施設は、本町内すべての公共施設とします。

温室効果ガス総排出量の算定は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver1.0」(2017(平成 29)年 3 月 環境省)に従い実施し、本計画において算定対象とする温室効果ガスはエネルギー起源二酸化炭素とします。

2 施設の用途分類

施設の用途分類を表 3-1 に示します。

温室効果ガス総排出量の算定結果について、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編) Ver.1.0」(2017(平成 29)年 3 月 環境省)に示されている「事務所等」「学校等」「集会所等」「病院等」「その他」の 5 つの施設区分に基づき、独自に分類した施設ごとに二酸化炭素排出量を示します。

表 3-1 施設の用途分類

用途分類	具体的な建築物用途例※
事務所等	官公署（庁舎、消防署、警察署等）、 <u>保健センター、研究施設、生涯学習センター、公民館</u>
学校等	<u>保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校</u>
集会所等	<u>図書館、美術館、博物館、資料館、記念館、植物園、動物園、水族館、劇場、音楽ホール、多目的ホール、会議場、体育館、武道館、プール、競技場</u>
病院等	病院、診療所、老人ホーム、 <u>障害者支援施設、児童養護施設</u>
その他	<u>屋内駐車場、公衆便所、休憩所、公用車</u>

※：「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（2018(平成26)年4月1日経済産業省・国土交通省告示第1号）別表第1を参考に作成しています。下線を引いているものは告示に定めのない用途の例です。

出典：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.0」（2017(平成29)年3月 環境省）

3 温室効果ガス排出量の現状

(1) 施設で使われているエネルギーの種別と施設毎の使用量の割合

2024(令和6)年度における施設で使われているエネルギーの種別と施設毎の使用量の割合を図3-1に示します。各エネルギーはそれぞれ単位が異なることから、原油換算値(kℓ)として比較しています。原油換算とは、電気・ガス・燃料など様々なエネルギーの種類を原油(石油)に換算して統一的に表す単位で、使用するエネルギー総量を分かりやすく比較・把握するための指標です。

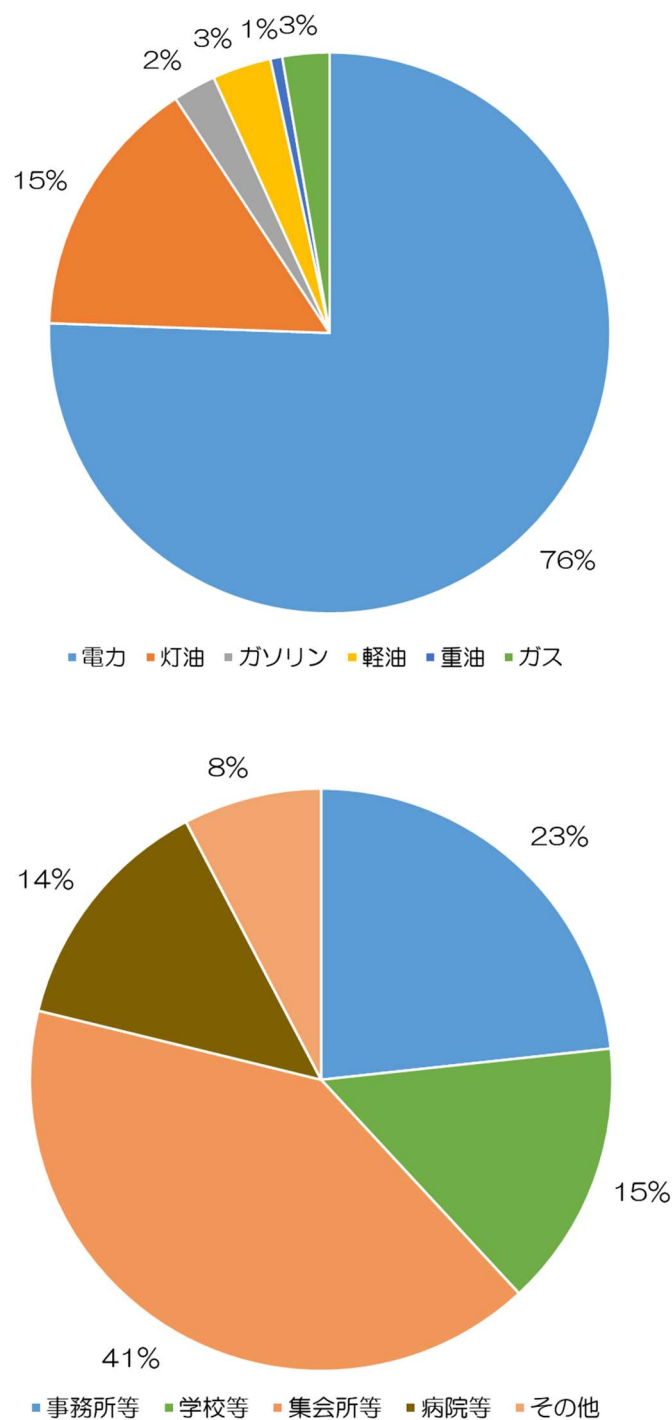


図3-1 施設で使われているエネルギーの種別（上図）と施設毎の使用量の割合（下図）

施設全体で使用されているエネルギーは、原油換算にして約 736 kℓです。その内訳は、主に電力（76%）であり、次いで灯油が多く（15%）、軽油（3%）、ガス（3%）、ガソリン（2%）、重油（1%）も少しずつ使用しています。

施設分類毎に見ると、「集会所等」、「事務所等」、「学校等」、「病院等」の順にエネルギーの使用量が多いことがわかります。具体的に「集会所等」とは、津具高齢者・若者センター、津具高齢者活性化センター、つぐ老人憩の家、津具基幹集落センター、津具民俗資料館、津具文化資料展示センター、歴史の里 田峯城、奥三河郷土館（ビジターセンター）、田口山村トレーニングセンター、つぐグリーンプラザ、つぐ屋内ゲートボール場、津具スポーツ広場、ふれあい広場、田峯弓道場、白山弓道場、田口特産物振興センター、田峯農村環境改善センター、つぐ高原グリーンパーク、道の駅 したら、道の駅アグリステーション名倉などです。

これらの施設について、エネルギー使用量が多い順に見ると、道の駅 したら、ふれあい広場、つぐ高原グリーンパーク、道の駅アグリステーション名倉、つぐグリーンプラザとなっています（図 3-2）。

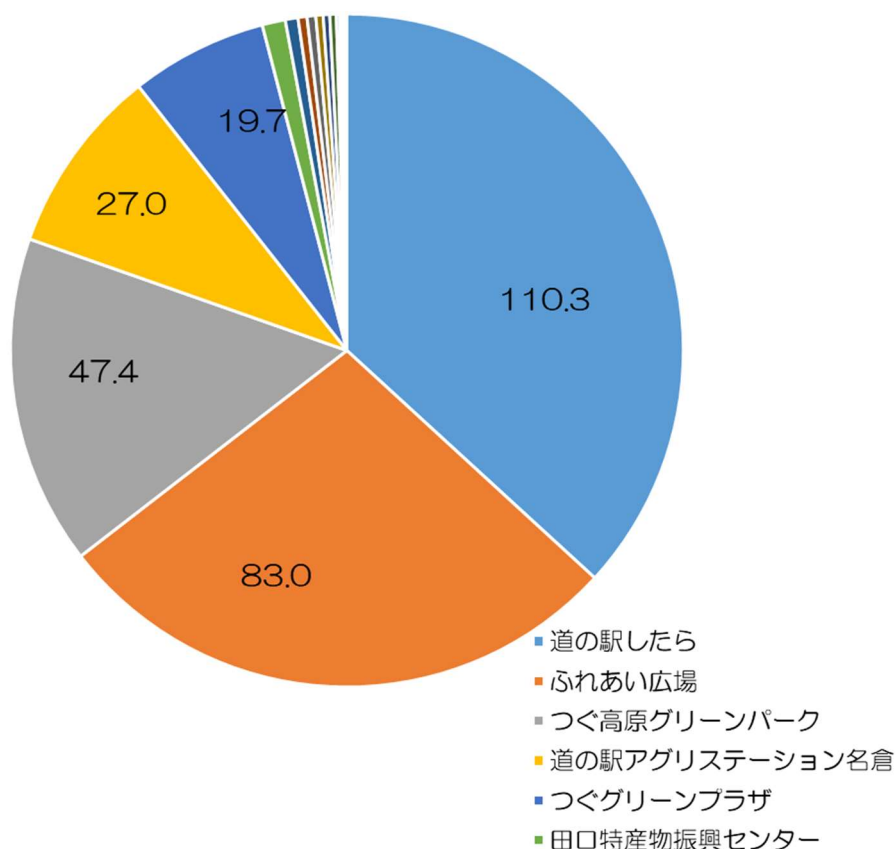


図 3-2 「集会所等」に分類される施設のエネルギー使用量（kℓ）

また、「集会所等」、「事務所等」、「学校等」、「病院等」の全体で、エネルギー使用量の多い上位 10 施設（原油換算で年間 20 kℓ以上のエネルギーを使用している）は図 3-3 のようになります。

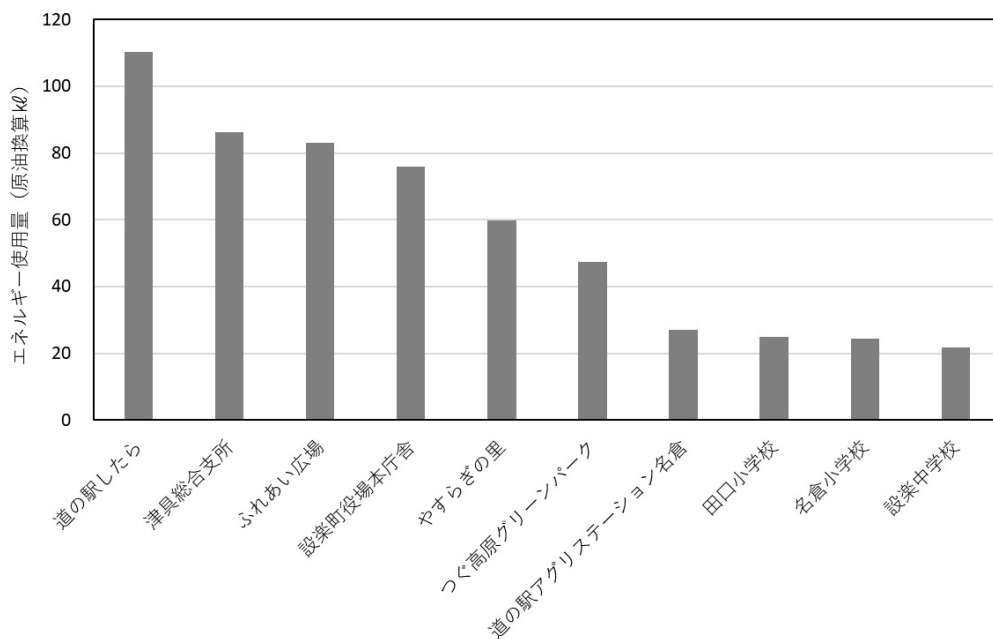


図 3-3 設楽町内施設のエネルギー使用量（原油換算で 20 kℓ以上）

設楽町内のエネルギー使用量の多い施設は、道の駅 したら、津具総合支所、ふれあい広場、設楽町役場本庁舎などであり、これらの施設以外に、町営バスも年間 20 kℓ以上のエネルギーを使用しています。

（2）二酸化炭素排出量

各施設のエネルギー使用量に基づいて、2024(令和 6)年度における二酸化炭素の排出量を図 3-4 に示します。施設全体の二酸化炭素の排出量は、1,236 (t-CO₂) でした。

エネルギー使用量に応じて、「集会所等」(41%)、「事務所等」(22%)、「学校等」(14%)、「病院等」(14%) の順に、二酸化炭素の排出量が多いことがわかります。

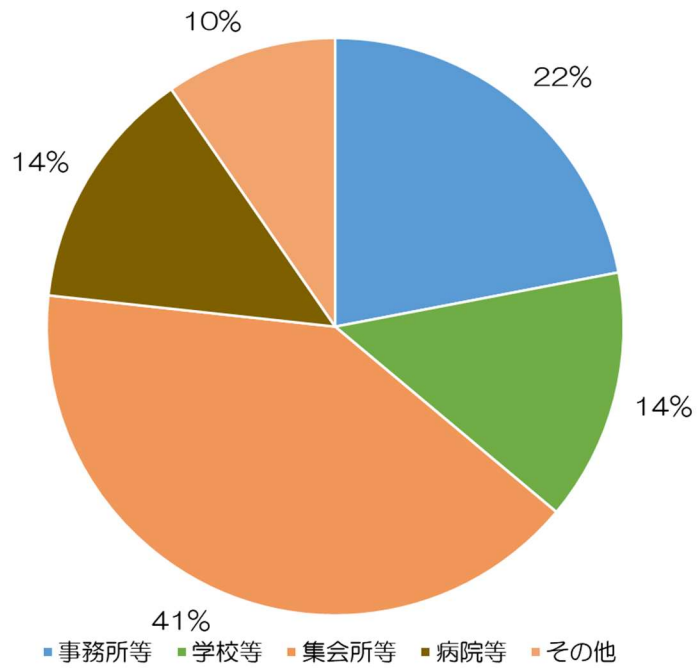


図 3-4 施設全体の二酸化炭素排出量の割合

(3) 要因別排出割合

2024(令和 6)年度における要因別の二酸化炭素排出割合を図 3-5 に示します。二酸化炭素の排出要因は、電力の使用が 69%で最も多く、次いで灯油が 20%、軽油が 4%、ガソリンが 3%となっています。

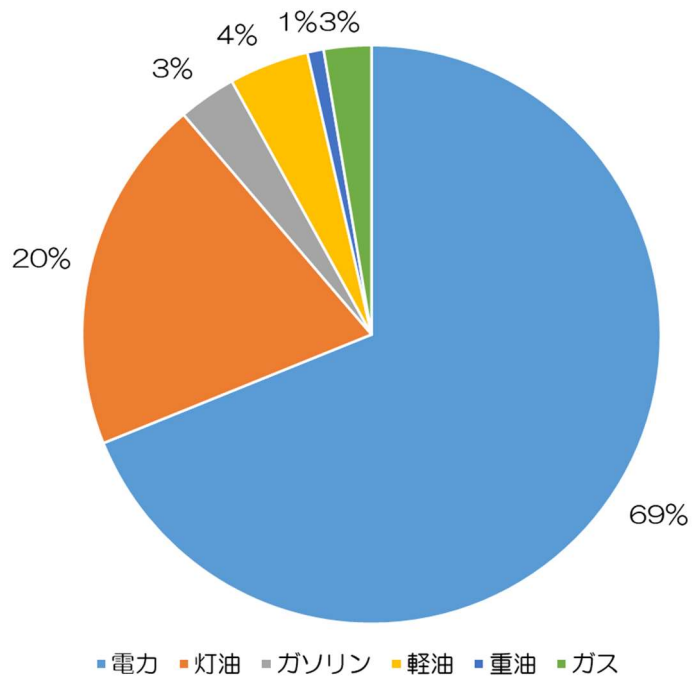


図 3-5 要因別の二酸化炭素排出量の割合

(4) 施設分類別排出割合

2024(令和6)年度における施設分類別の二酸化炭素排出量を図3-6以降に示します。

① 事務所等の二酸化炭素排出量

事務所等では、約329(t-CO₂)の二酸化炭素が排出されており、その大半が津具総合支所と役場本庁舎から出ています。

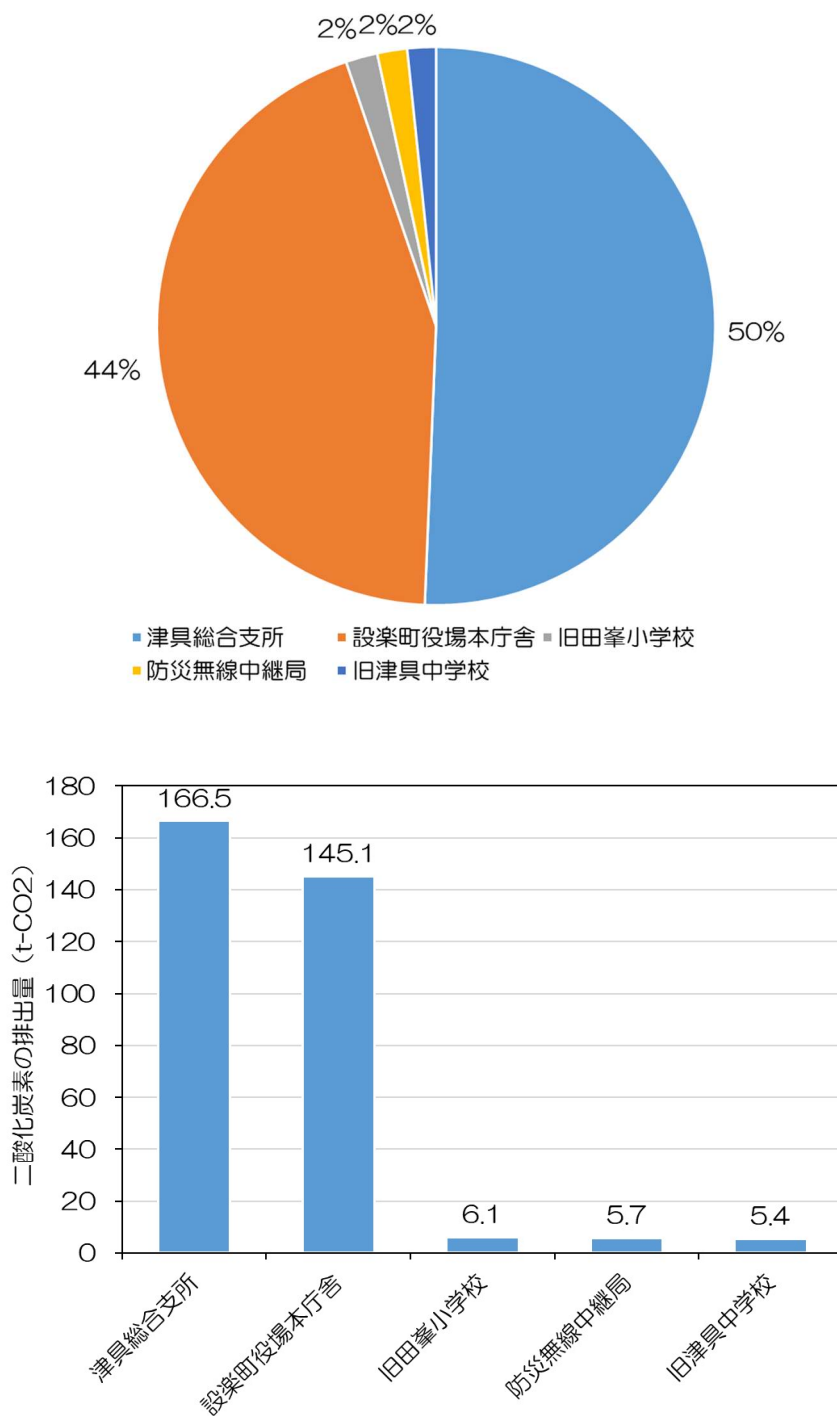


図3-6 事務所等の二酸化炭素排出量

②学校の二酸化炭素排出量

学校等では、約 211 (t-CO₂) の二酸化炭素が排出されています。生徒数の多い名倉小学校、田口小学校、設楽中学校の順に二酸化炭素排出量が多くなっていますが、生徒数以外の要因も関係していると思われます。

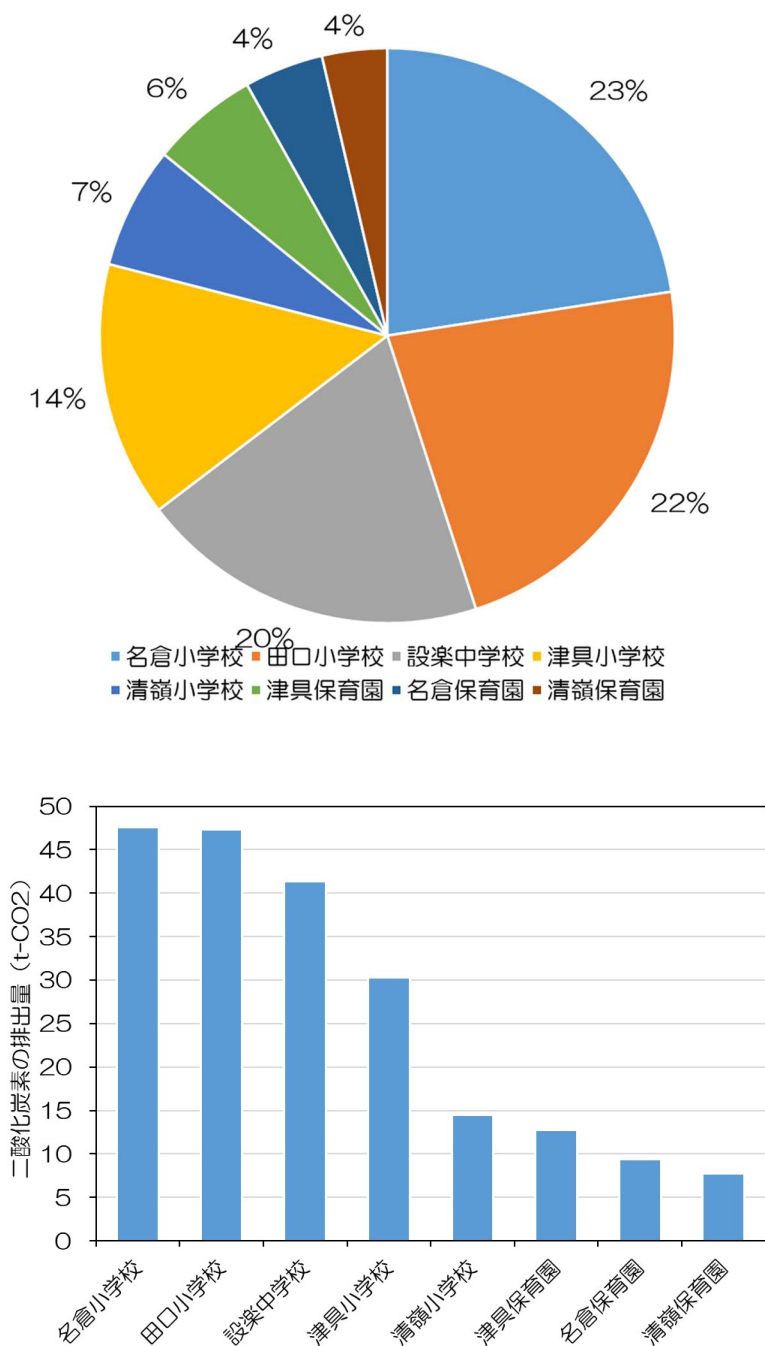


図 3-7 学校等の二酸化炭素排出量

③「集会所等」の二酸化炭素排出量

集会所等では、約 608 (t-CO₂) の二酸化炭素が排出されています。エネルギー使用量の多い順に、道の駅 したら、ふれあい広場、つぐ高原グリーンパーク、つぐグリーンプラザ、道の駅アグリステーション名倉からの排出量が多くなっています。

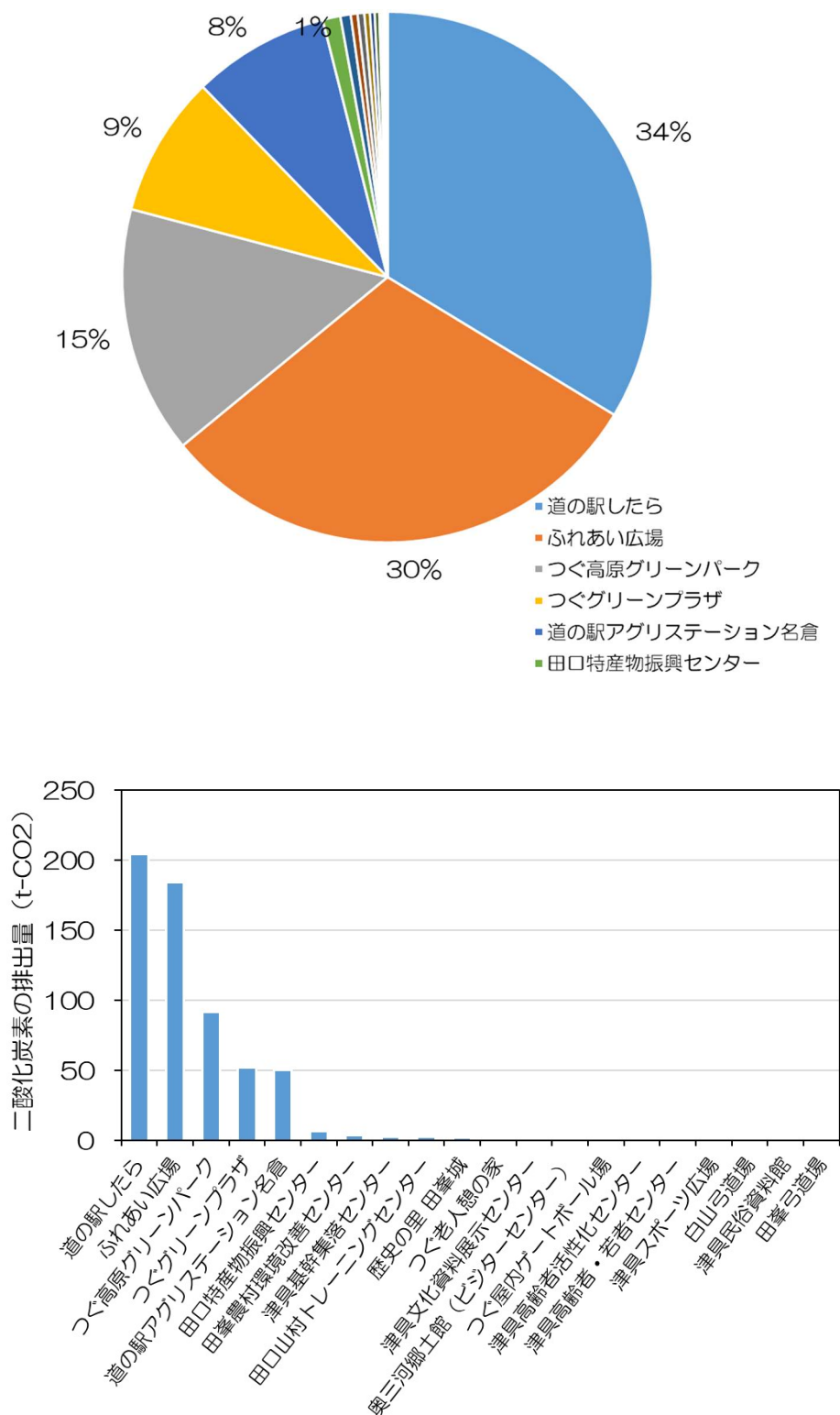


図 3-8 集会所等の二酸化炭素排出量

④「病院等」の二酸化炭素排出量

病院等では、約 204 (t-CO₂) の二酸化炭素が排出されています。やすらぎの里からの排出量が多くなっており、次いでしたら保健福祉センター、つぐ保健福祉センター、つぐ診療所の順となっています。

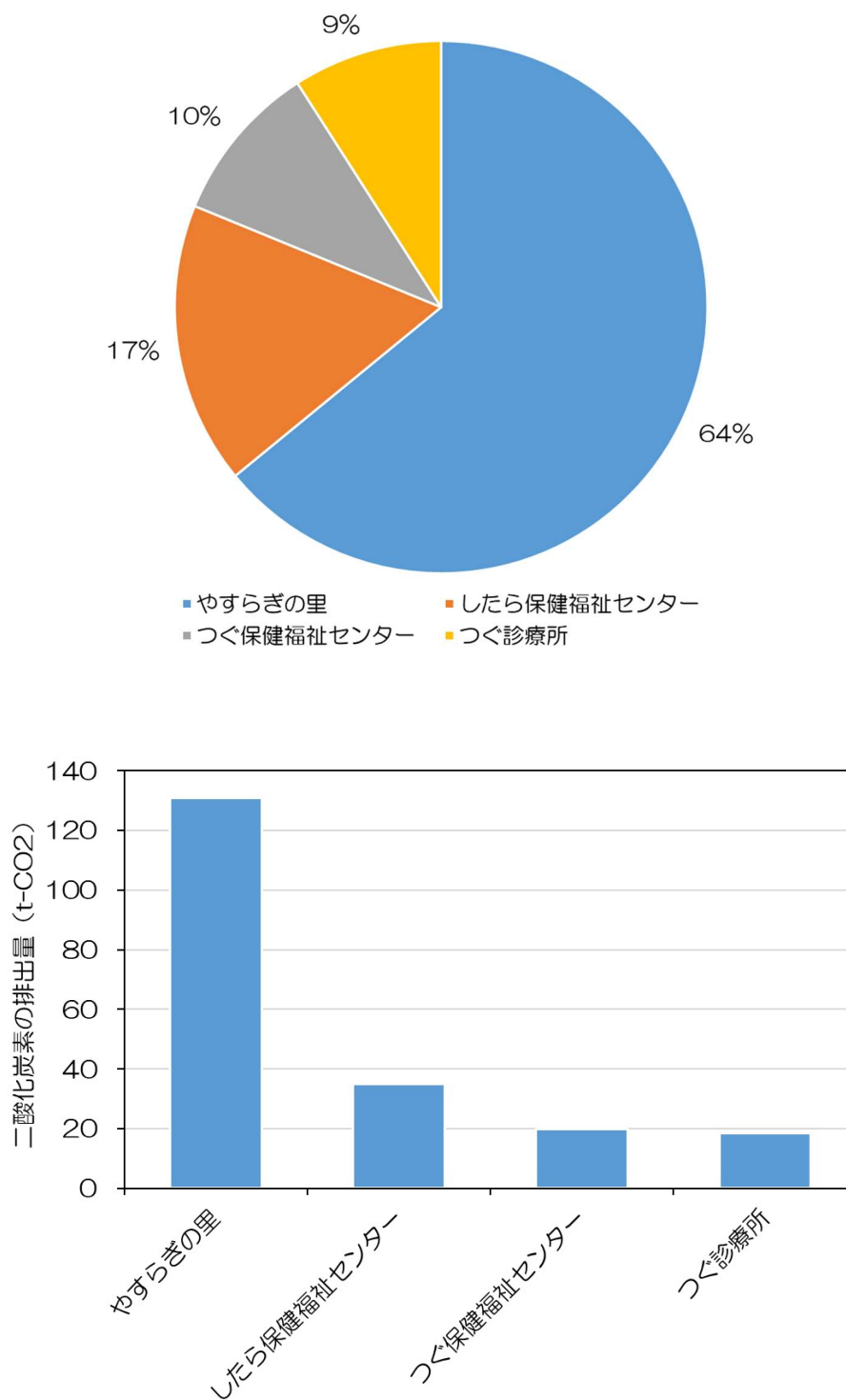


図 3-9 病院等の二酸化炭素排出量

⑤「その他」の二酸化炭素排出量

その他に分類されるものには、公用車（町営バス）、八橋斎苑、公用車、公用車（水道・下水車）、町営バス車庫があり、約 144（t-CO₂）の二酸化炭素が排出されています。町営バス、八橋斎苑、公用車からの排出量が多くなっています。八橋斎苑では、火葬を行うための燃料使用が大きな要因であると考えられます。

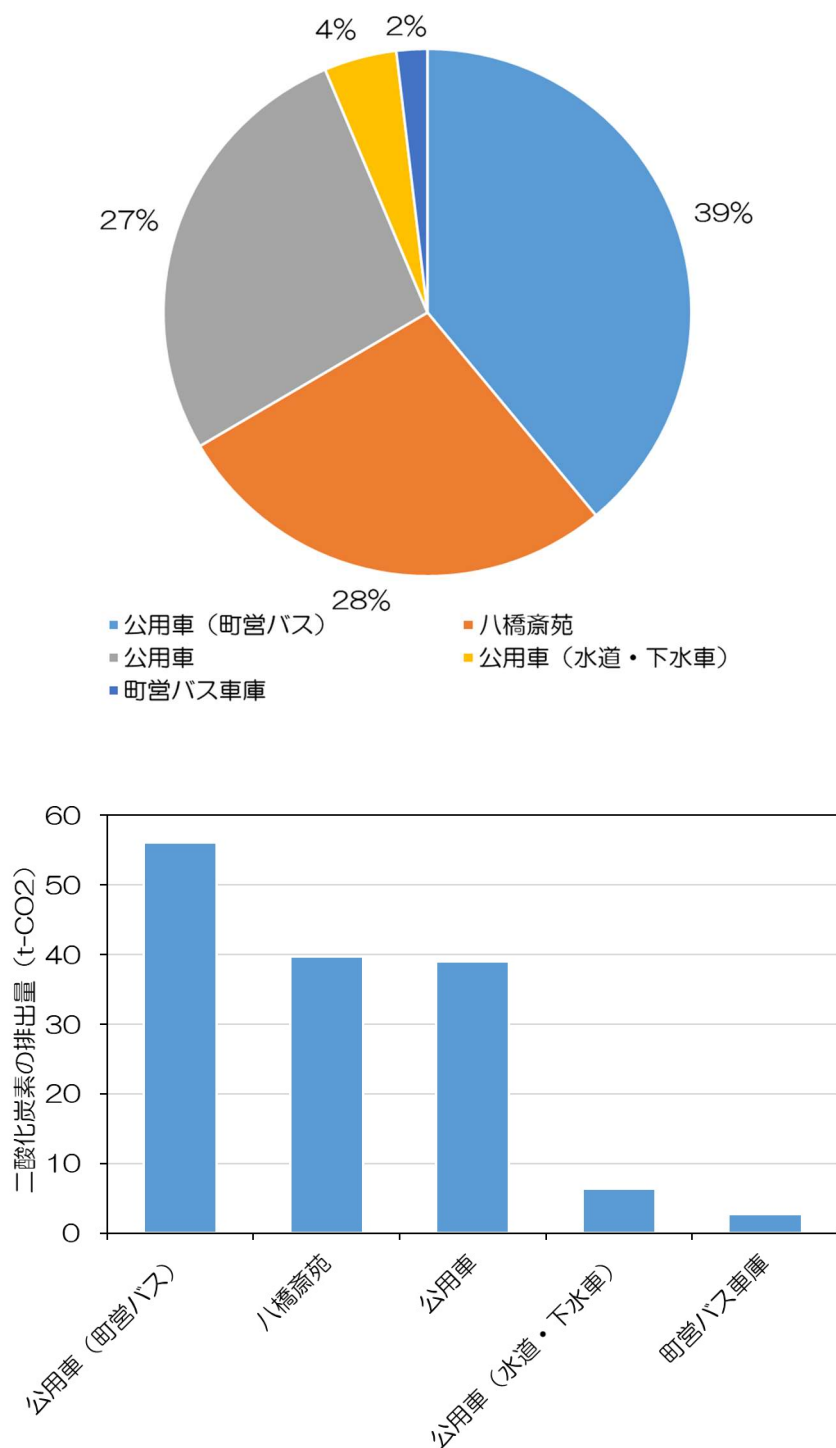


図 3-10 その他の二酸化炭素排出量

Ⅲ-3 区域施策編

1 区域の排出量

(1) 基準年（2013(平成 25)年度）と現在（2022(令和 4)年度）の部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の比較

基準年である 2013(平成 25)年度における本町の温室効果ガス（CO₂）排出量は、55 千 t-CO₂ で、その内「産業部門」（製造業、建設業・鉱業、農林水産業）からの排出量が最も多く、総排出量の 35%にあたる 19 千 t-CO₂ を占めています。次いで「運輸部門」（主に自動車）が総排出量 18 千 t-CO₂、「業務その他部門」が 10 千 t-CO₂、「家庭部門」が 8 千 t-CO₂ となっています。

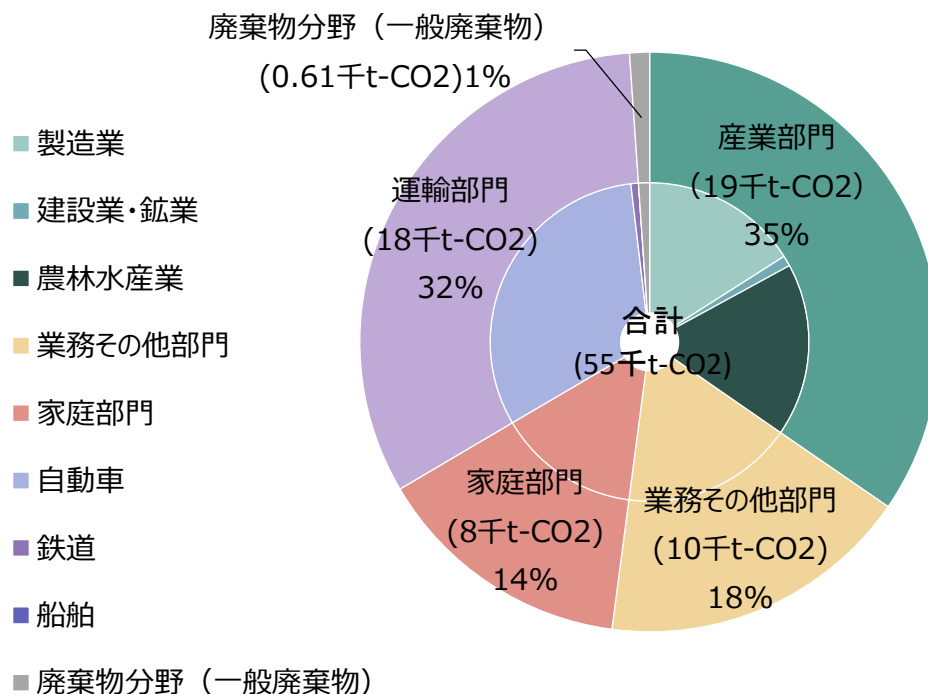


図 3-11 本町における 2013(平成 25)年度の総排出量内訳（排出量カルテ*）

* 環境省の「自治体排出量カルテ」を参照しています。排出量は、都道県別按分法及び全国按分法で推計されています。

2022(令和 4)年度現在における本町の温室効果ガス（CO₂）排出量は、基準年である 2013(平成 25)年度比で 40%減の 33 千 t-CO₂ となっています。

「産業部門」は 53%減の 9 千 t-CO₂、「運輸部門」は 28%減の 13 千 t-CO₂、「業務その他部門」は 40%減の 6 t-CO₂、「家庭部門」は 38%減の 5 千 t-CO₂ となっています。

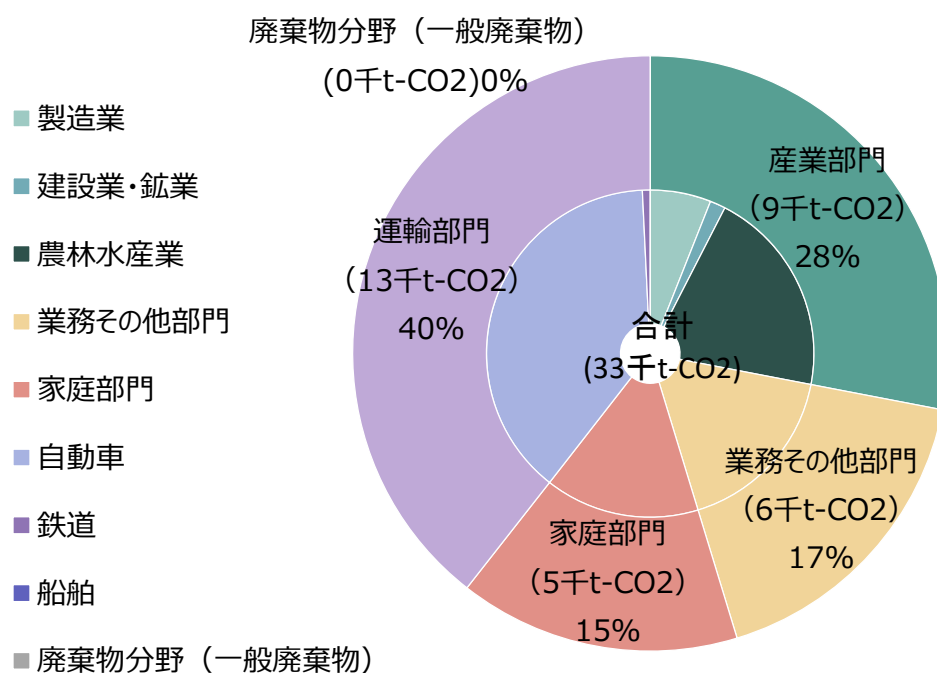


図 3-12 本町における 2022(令和 4)年度の総排出量内訳（排出量カルテ）

表 3-2 基準年度平成 25（2013 年度）と令和 4（2022）年度の
温室効果ガスの部門別排出量比較

部門・分野	2013 年度 排出量 [千 t-CO2]	2022 年度 排出量 [千 t-CO2]
合 計	55	33
産業部門	19	9
製造業	9	2
建設業・鉱業	0.59	0.51
農林水産業	10	7
業務その他部門	10	6
家庭部門	8	5
運輸部門	18	13
自動車	17	13
旅客	6	4
貨物	11	9
船舶	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	0.61	0

(2) CO2 排出量の推移

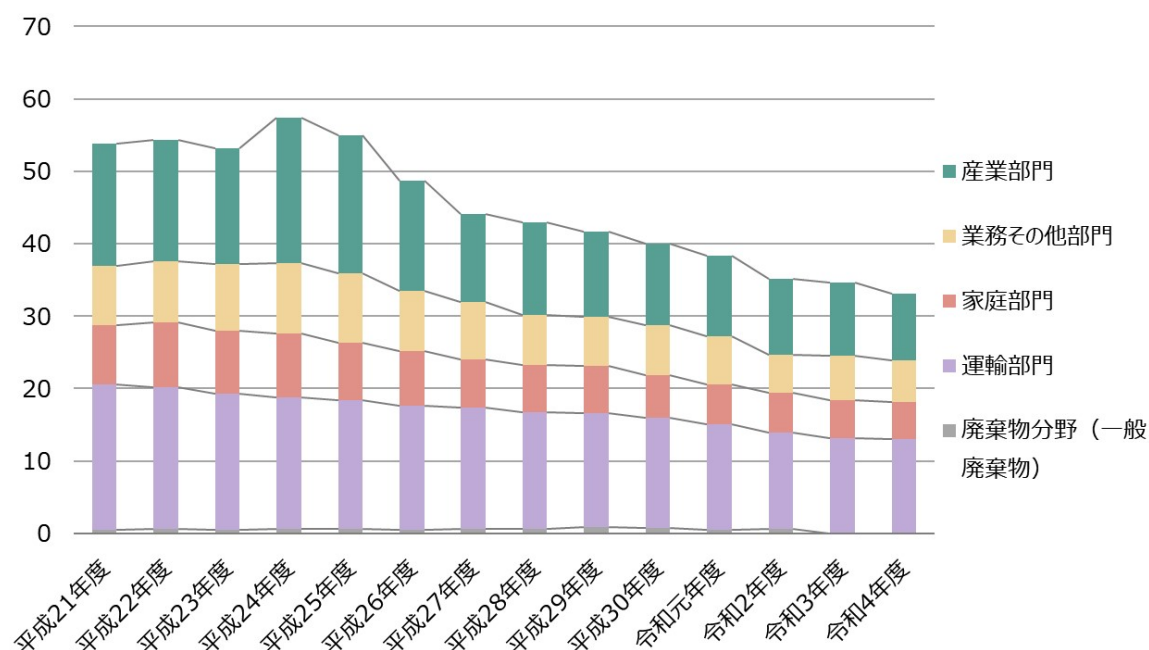


図 3-13 本町における CO2 総排出量（千 t-CO2）の推移（排出量カルテ）

本町における CO2 排出量の総量の推移をみると、基準年度である 2013(平成 25)年度以降、全体として減少傾向にあります。毎年、数%ずつ減少し、国や愛知県が目標として掲げている、「2030(令和 12)年度の温室効果ガス総排出量を 2013(平成 25)年度比で 46%削減」の達成まであと一步の状況にあります。

Ⅲ-4 温室効果ガス排出量の将来推計

これまでの本町における温室効果ガスの排出量を踏まえ、将来の排出量を推計したものを次図に示します。推計では、現状趨勢ケース（BAU 排出量：Business as Usual 成り行きで、将来の人口増や経済状況などを考慮した上で、追加的な削減努力をしなかった場合の排出量）として、推計可能な直近年度（2022 年度）の温室効果ガス排出量に対して、人口変化率をかけて推計しました。

また、国の目標である 2050 年度にカーボンニュートラル（人間の活動によって排出される温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量を差し引きして、全体として排出量を実質ゼロにすること）を達成するために 2030 年度、2035 年度に温室効果ガス排出量をどこまで減らさないといけないかを、さかのぼって推計するバックキャスト目標も示しています。

現状趨勢ケースでは、2030(令和 12)年度の温室効果ガス総排出量は 26 千 t-CO₂ と推計され 2013(平成 25)年度比で 53%の排出量削減が見込まれます。また、2035(令和 17)年度の温室効果ガス総排出量は 22 千 t-CO₂ と推計され、2013(平成 25)年度比で 60%の排出量削減が見込まれます。

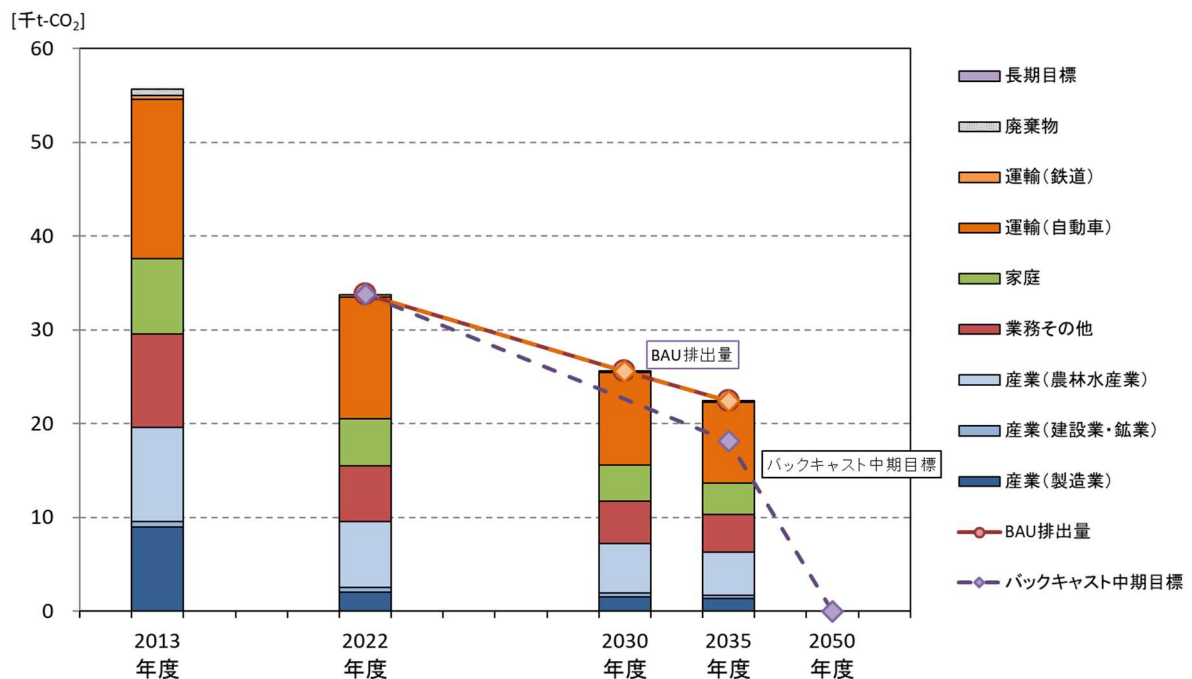


図 3-14 CO₂ 総排出量 (千 t-CO₂) の将来推計

表 3-3 現状趨勢ケースの CO2 総排出量（千 t-CO2）の将来推計

部門・分野	2013 年度 排出量 [千 t-CO2]	2022 年度 排出量 [千 t-CO2]	2030 年度 排出量 [千 t-CO2]	2035 年度 排出量 [千 t-CO2]
合 計	55	33	26	22
産業部門	19	9	7	6
製造業	9	2	2	1
建設業・鉱業	0.59	0.51	0	0
農林水産業	10	7	5	5
業務その他部門	10	6	5	4
家庭部門	8	5	4	3
運輸部門	18	13	10	9
自動車	17	13	10	9
廃棄物分野（一般廃棄物）	0.61	0	0	0

Ⅳ 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な削減目標

1 目標設定の考え方

温室効果ガス総排出量の削減に向けて、省エネルギー活動に積極的に取り組むことや、老朽化した設備・施設を効率のよい最新設備へ更新すること等の対策を行う必要があります。

これらの対策による温室効果ガスの削減を見込み、国や愛知県が目標として掲げている目標である、「2030(令和12)年度の温室効果ガス総排出量を2013(平成25)年度比で46%削減」を踏まえ、本計画の目標設定を行います。

2 基準年度

基準年度は、2013(平成25)年度とします。

3 数量的な目標

設楽町においては、前述のように事務事業及び区域施策に関わるCO₂排出量を2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で46%削減できる可能性が高いことから、2050年度までのカーボンニュートラル達成を念頭におき、2030(令和12)年度以降の国の目標である2035年度に2013(平成25)年度比で60%減、2040年度に73%減を達成するために、CO₂排出量の削減を確実に進めていきます。



図 4-1 排出原単位の実績と目標

※基準年を100とした場合の部門/分野別の排出原単位（排出量÷活動量）を示しています。

V 目標達成に向けた取り組み

1 取り組みの基本方針

「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するにあたり、「再生可能エネルギーの利用促進」「住民・事業者の活動促進」「地域環境の整備及び改善」「循環型社会の形成」の事項について施策を定めることとされています。

2 事務事業に関わる施策

本町においては、全職員が直接的に温室効果ガスの排出を抑制する省エネルギーに積極的に取り組み、本町のすべての事務及び事業から排出する温室効果ガスの抑制に努めるとともに、間接的に効果がある省資源の推進、廃棄物の削減とリサイクルの推進に取組みます。

（１）省エネルギーの推進

空調・照明設備、公用車の利用等について、職員が自覚をもって行動することにより省エネルギーを推進します。

（２）省資源の推進

事務用品やコピー用紙、水道等の適正使用等により、省資源を推進するとともに、本町の事務及び事業から排出される廃棄物について、排出抑制・リサイクルの徹底を推進します。

（３）施設の省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用

施設の新設や改築、設備の導入にあたっては、エネルギー効率の高い機器の導入や、施設の断熱性能を高める等、施設の省エネルギー化に努めるとともに、省エネルギー改修・長寿命化の推進、再生可能エネルギーの活用に努めます。

（４）公共工事における環境への配慮

公共工事の施工にあたっては、計画の段階から環境への影響に配慮し、環境への負荷の低減に努めます。

（５）その他取り組みの推進

環境問題に関する情報提供及び研修等の実施により、職員の環境意識向上を図るとともに、再生可能エネルギー等の調査・研究を通して、その利用に向けた検討を行います。

具体的な取組み内容

5つの基本方針の具体的な取組みを以下に示します。

(1) 省エネルギーの推進

①電力使用量の抑制

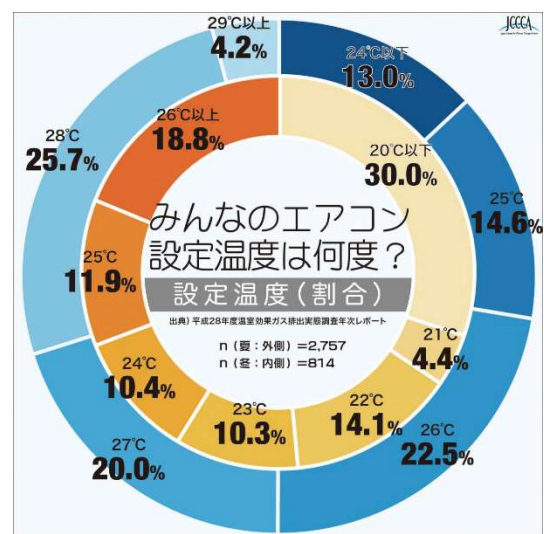
- ・昼休み時の消灯や長時間離席するときのOA機器の電源切を徹底します。
(窓口及び来客対応等を除く)
- ・残業や休日出勤等の時間外業務時は、必要最小限の照明にします。
- ・不必要な照明の消灯を徹底します。
- ・退室・退庁時に消灯の確認を行います。
- ・計画的・効率的な事務により、時間外勤務の削減やノー残業デーを推進します。
- ・空調温度は冷房28℃とし、時間の管理を徹底します。
- ・夏季のクールビズや、冬季のウォームビズを推奨します。
- ・ブラインド等を活用し、空調効果を高めます。
- ・自然光や自然風を積極的に取り入れます。

②公用車の燃料使用量の抑制

- ・環境に配慮した経済運転「エコ・ドライブ」を実践します。
(急発進・急加速・急停止の自粛、アイドリングストップの励行、エンジンプレーキの有効等)
- ・タイヤの空気圧の調整等、点検・整備を定期的に行います。
- ・不要な荷物の積載を抑制し、経済的運行ルートを選択します。

(参考) エアコン設定温度

冷房の設定温度は・・・【右図の外側のグラフ】
「28℃」が最も多く(約26%)、
「27℃」「26℃」も約20%程度で多い
暖房の設定温度は・・・【右図の内側のグラフ】
「20℃」が最も多く(30%)、
「28℃以上」が次に多い(約19%)



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター

(2) 省資源の推進

①紙類使用の削減

- ・ ミスコピーやミスプリントの発生を防止します。
- ・ 両面印刷、両面コピーを徹底します。
- ・ 片面使用紙やミスコピー紙の裏面を使用します。
- ・ 文書、資料等の簡素化・共有化に努め、作成枚数を必要最小限にします。
- ・ パワーポイント等を活用し、ペーパーレス化会議を推進します。
- ・ 電子メール等を活用し、各種照会や申請等のペーパーレス化を進めます。
- ・ 使用済封筒を再利用します。

②水使用の削減

- ・ 水道水の節水を心掛けます。
- ・ 節水型の機器の導入に努めます。
- ・ 水道使用量をこまめに点検し、漏水の早期発見に努めます。

③廃棄物の削減

- ・ 資源リサイクルを推進するため、分別を徹底します。
- ・ 使い捨て製品の購入を自粛し、詰め替えやリサイクル可能な文具等を使用します。
- ・ 事務機器は、修理等により可能な限り長期使用に努めます。
- ・ トナーカートリッジ等の再利用に努めます。
- ・ 物品等の購入には、簡易包装を要請します。
- ・ 環境配慮型製品（エコマーク・グリーンマーク製品等）を優先的に購入します。

(3) 施設の省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用

- ・ 太陽光発電、太陽熱温水器及び風力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- ・ 施設の新築・改築時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設を整備し、適正管理に努めます。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）、断熱フィルム等を導入します。
- ・ 高効率照明（LED照明等）を使用します。
- ・ 照明自動点滅装置（昼光センサー、人感センサー等）を導入します。
- ・ 設備の更新時に省エネルギー型や高効率型機器を導入します。
- ・ パソコン等の事務機器は、省エネルギー・省資源型への切替えを行います。
- ・ 公用車の更新時には、小型車や低燃費車、ハイブリッドカー等を導入します。

(4) 公共工事における環境への配慮

- ・ 工事材料は、再生素材またはリサイクル可能なものを活用します。
- ・ 建設機械は、排出ガス対策型及び低騒音振動型等の低公害型を使用します。
- ・ 建設残土等副産物の発生抑制やリサイクルに努めます。
- ・ 再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等の建設副産物を再利用します。
- ・ アスファルト及びコンクリート塊のリサイクルに努めます。
- ・ 排水の再利用（中水利用）を考慮します。

(5) その他取組みの推進

- ・ 地域における環境保全活動や環境関連イベントに積極的に参加します。
- ・ 本町の取組みや情報を、広報紙やインターネットを活用して積極的に町民に提供します。
- ・ 環境問題に関する職員研修を実施します。

3 区域施策

事業者や家庭に向けた3つの基本方針の具体的な取組みを以下に示します。

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

- ・ 設楽ダム建設に併せて小水力発電施設を整備し、電力の地産地消を目指します。
- ・ 木質バイオマスの可能性と利活用の方策を検討し推進します。
- ・ 太陽光発電の導入を促進します。
- ・ ZEV(ゼロエミッション車)の導入を促進します。
- ・ LED 照明など、省エネ型家電の導入を推進します。

(2) 循環型社会の形成

- ・ 「3R」を推進し、ゴミの削減と資源の有効活用を促進します。
- ・ 安心・安全な食を地域内で循環させる地産地消を推進します。
- ・ 食材の買いすぎや料理の作りすぎを防ぎ、食品ロスを推進します。
- ・ 間伐などの森林の保全・整備を推進します。
- ・ 「伐る・使う・植える・育てる」のサイクルを繰り返し森林資源を持続的に利用する循環型林業を推進します。

(3) その他取組みの推進

- 国、県、企業等が発信する環境関連情報の収集に努め、積極的に町民に提供します。
- 河川の適切な維持管理の実施により自然に親しみやすい環境を創ります。
- 東三河森林活用協議会の着実な運営と、有効活用施策を検討し推進します。
- 地域の清掃活動や環境美化等の環境保全活動を推進します。
- 脱炭素に関する情報発信や意識啓発を推進します。

Ⅵ 計画の進捗管理の仕組み

本章に記載する仕組みについては、今後の状況等に応じて柔軟かつ効果的に機能させていくもので、その仕組みづくりについても引き続き検討し、効率的で実効性のある進捗管理を行います。

1 推進体制

本計画の推進体制を図 6-1 に示します。

本計画の推進にあたっては、地球温暖化対策委員会の指示を受け、地球温暖化対策委員会事務局が全対象範囲における職員への依頼及び周知を行うものとします。

(1) 地球温暖化対策委員会

町長、副町長、地球温暖化対策推進責任者及び地球温暖化対策推進担当者をもって構成し、計画の策定または見直し、計画に基づく取り組みの推進及び調整、計画の進行管理を行います。

(2) 地球温暖化対策委員会事務局（事務局）

生活課長を地球温暖化対策推進責任者とし、生活課職員をもって構成するもので、委員会の運営全般を行い、各課及び各施設の実行状況を把握し委員会に報告します。

(3) 地球温暖化対策推進担当者

各課及び各施設等の長をもって充て、計画に掲げる取り組みについて、各所属内において周知徹底、また指導等を行います。

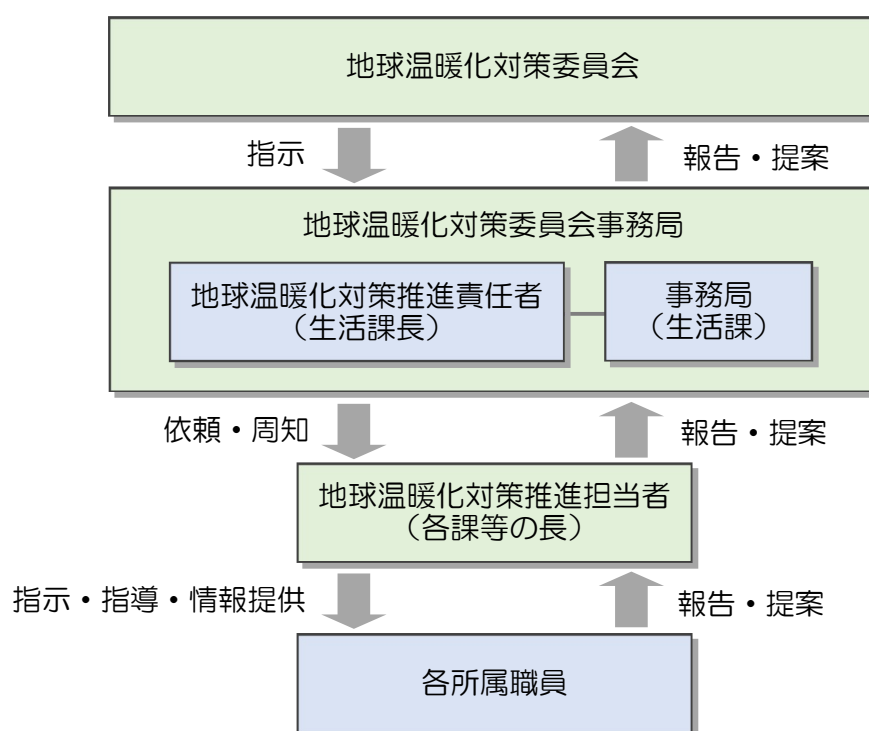


図 6-1 推進体制

本計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を行うとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むこと

ができるよう支援を行います。

また、本計画を円滑かつ効果的に推進していくため、町民・事業者・町が一体となって取り組みを進め、広域的な取り組みが必要となる問題への対応については、国や愛知県、近隣自治体及び関係機関等と協力しながら推進していきます。

2 進捗管理

本計画で定められた様々な取り組みを着実に進め、継続的な改善を図っていくため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。PDCAサイクルを図 6-2 に示します。

(1) 進捗管理手法

地球温暖化対策推進担当者は、事務局へ定期的に報告します。

事務局はその報告を受け、計画の進捗状況の把握及び計画の推進に努めるとともに、年間の温室効果ガス排出量や削減目標の達成状況等を地球温暖化対策委員会へ報告します。

地球温暖化対策委員会は、報告に基づき、計画の推進状況について評価し、承認・見直し・改善等の指示を行うとともに、次年度の取組方針を決定します。

(2) 進捗管理項目

計画の進捗管理を適切に行うため、次の項目について管理します。

- ① 町内の温室効果ガス排出量
- ② 施策の進捗度を客観的に点検・評価するための成果指標
- ③ 町民・事業者・町の取組みの実施状況

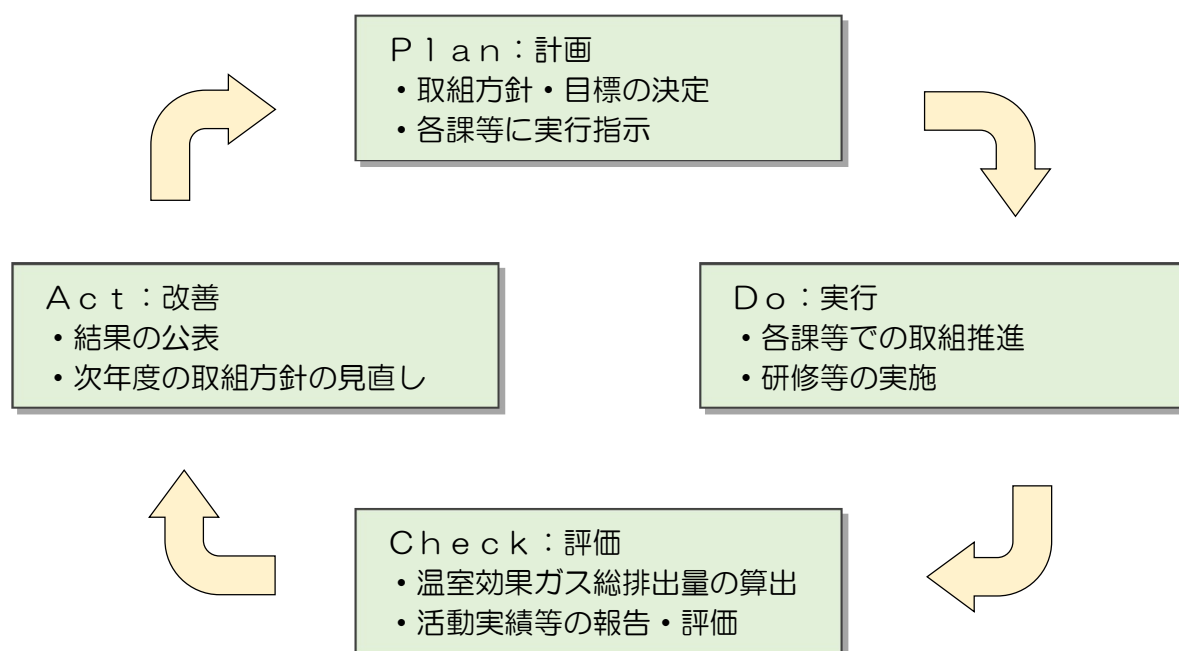


図 6-2 PDCAサイクル

3 公表

温室効果ガス排出状況や地球温暖化対策の進捗状況等について、本町のホームページや広報紙等で公表します。

添 付 資 料

対象施設の分類

施設名称		施設分類
事務所等	設楽町役場本庁舎	庁舎等
	津具総合支所	庁舎等
	防災無線中継局	庁舎等
	旧田峯小学校	庁舎等
	旧津具中学校	庁舎等
学校等	田口小学校	学校
	清嶺小学校	学校
	名倉小学校	学校
	設楽中学校	学校
	津具小学校	学校
	清嶺保育園	保育園
	名倉保育園	保育園
	津具保育園	保育園
集会所等	津具高齢者・若者センター	集会施設
	津具高齢者活性化センター	集会施設
	つぐ老人憩の家	集会施設
	津具基幹集落センター	集会施設
	津具民俗資料館	博物館等
	津具文化資料展示センター	博物館等
	歴史の里 田峯城	博物館等
	設楽郷土資料館（ビジターセンター）	博物館等
	田口山村トレーニングセンター	スポーツ施設
	つぐグリーンプラザ	スポーツ施設
	つぐ屋内ゲートボール場	スポーツ施設
	白山弓道場	スポーツ施設
	田峯弓道場	スポーツ施設
	津具スポーツ広場	スポーツ施設
	ふれあい広場	スポーツ施設
	田口特産物振興センター	産業系施設
	田峯農村環境改善センター	産業系施設
	つぐ高原グリーンパーク	産業系施設
	道の駅したら	産業系施設
	道の駅アグリステーション名倉	産業系施設
病院等	したら保健福祉センター	保健施設
	つぐ保健福祉センター	保健施設
	つぐ診療所	保健施設
	やすらぎの里	保健施設

施設名称		施設分類
その他	町営バス車庫	その他
	八橋斎苑	その他
	公用車（一般）	公用車
	公用車（水道、下水）	公用車
	公用車（町営バス）	公用車

用語集

《あ行》

【アイドリングストップ】

自動車やオートバイが駐停車や信号待ち等の間にエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待される。

【一酸化二窒素（N₂O）】

常温常圧では無色の気体で、麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。物の燃焼や窒素肥料の施肥等が発生原因である。

二酸化炭素、メタン、クロロフルオロカーボン（CFC）等とともに代表的な温室効果ガスのひとつであり、温室効果の強さは二酸化炭素の約 265 倍である。

【ウォームビズ】

暖房時の室温を 20℃とした部屋でも、快適に過ごすことができる服装やライフスタイルを推奨する取組みをいう。

【エコ・ドライブ】

燃料の消費を抑制し排気ガスの排出を抑えるために、最適な運転操作を行うことをいう。

急発進・急加速・急停止の自粛、アイドリングストップの励行、エンジnbr레이크の有効等がある。

【エコマーク】

環境負荷が少なく、環境保全に役立つ商品に付けられるマークのことで、消費者が商品を購入するときの目安になる。

【エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）】

日本の省エネルギー対策を、産業、民生、運輸の各部門の特性に応じて推進するため、1979(昭和 54)年 6 月に制定された法律で、具体的には工場(及び事業場に)係る措置等、輸送に係る措置、建築物に係る措置、機械器具に係る措置が定められている。

【LED照明】

電圧をかけると発光する半導体を利用した照明をいう。

白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が少なく寿命が長いことが特長で、省エネルギーや二酸化炭素排出量削減において、白熱電球や蛍光灯に置き換わる存在となっている。

【温室効果ガス】

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのある大気中の二酸化炭素やメタン等のガスをいい、温室効果ガスにより地球の平均気温は約 15℃に保たれているが、仮にこのガスがないとー18℃になるといわれている。

産業革命以降、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速されている。

1997(平成9)年の第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められ、のちに三ふっ化窒素が追加された。

《か行》

【化石燃料】

石油、石炭、天然ガス等、地中に埋蔵されている再生産できない有限性の燃料資源をいい、人間活動に必要なエネルギーの約85%は化石燃料から得ているといわれている。

化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せること等から、人間活動に欠かせないものとなっているが、その燃焼に伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性や環境問題解決の観点から、使用量を削減し化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

【環境負荷】

産業活動や各種製品の使用等により環境に与えるマイナスの影響を指し、人的に発生するもの(廃棄物、公害、土地開発、干拓、戦争、人口増加等)と自然的に発生するもの(気象、地震、火山等)がある。特に人的に発生する環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものを、環境基本法では「環境への負荷」と呼ぶ。

【気候変動に関する国際連合枠組条約(気候変動枠組条約)】

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、1994(平成6)年3月に発効された。温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務とし、締約国に温室効果ガス排出量や対策の報告を義務付け、そのもとで京都議定書(1997年採択)やパリ協定(2015年採択、2020年以降の枠組み)などが生まれ、世界全体での温暖化対策を進めている。

【京都議定書】

1997(平成9)年12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された気候変動枠組条約の議定書をいう。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の新たな仕組みが合意された。2005(平成17)年2月に発効し、米国は批准していない。

【クールビズ】

冷房時の室温を 28℃とした部屋でも、快適に過ごすことができる服装やライフスタイルを推奨する取組みをいう。

【建設副産物】

建設工事に伴い副次的に得られる物品の総称で、建設現場で加工した資材の残り等、その現場内では使用の見込みがないものをいう。

《さ行》

【三ふっ化窒素（NF3）】

窒素とふっ素だけからなるフロンの中で、半導体の製造過程においてエッチング液として使用されている。近年、使用が増加傾向にある強力な温室効果ガスである。

【再生可能エネルギー】

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、波力等、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーをいう。有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭等の化石燃料や原子力と対比して、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーである。

【自然エネルギー】

自然現象としてのエネルギーを取り出して利用するもので、いわゆる新エネルギーに含まれる。有限で枯渇性の石油・石炭等の化石燃料とは対称的に、資源枯渇のおそれがない「再生可能エネルギー」の主要な要素を占める。具体的には、太陽光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、温度差等から取り出すエネルギー利用のことをいう。

【循環型社会】

20 世紀後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000(平成 12)年には循環型社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義し、構築する方法として、(1) ごみを出さない、(2) 出たごみはできるだけ利用する、(3) どうしても利用できないごみはきちんと処分する、の 3 つを提示している。

【小水力発電】

一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道等で利用される水のエネルギーを利用し水車を回すことにより発電するもので、一般的には、河川に流れる水を直接取水し利用する方式が採用される。一般的には、出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して呼ぶ。

《た行》

【太陽光発電】

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を太陽電池を用いて直接的に電力に変換する発電方式をいう。

屋上または地上に直接設置でき、太陽光を十分に受けられパネル重量に耐えられる場所であれば、建物の屋根や壁等さまざまな場所に設置可能である。通常の半分程度まで軽量化し、耐荷重の制約を減らした製品も開発されている。

【地球温暖化係数】

二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字のことで、CO₂ に比べ CH₄ は約 28 倍、N₂O は約 265 倍、フロン類は数～1 万数千倍の温暖化させる能力があるとされている。

【地球温暖化対策計画】

2050 年ネット・ゼロ（脱炭素）を目指し、2025 年 2 月に閣議決定された最新の計画で、2030 年度に 2013 年度比 46%削減、さらにその先の 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減という野心的な目標を掲げ、国、事業者、国民が取るべき具体的な施策が盛り込まれている。この計画は、温室効果ガス削減のロードマップとして、再生可能エネルギー導入、省エネ推進、技術開発、国際貢献などを柱に、経済成長と脱炭素の両立を目指している。

【地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）】

1997(平成 9)年の京都議定書の採択を受けて、1998(平成 10)年に策定・公布された法律で、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである。

地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることとしている。

【低炭素社会】

地球温暖化の原因である二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入等の環境配慮を徹底する社会システムという。

低炭素社会では、すべての人が二酸化炭素を減らすための行動や選択をとり、政府は税制のグリーン化等の仕組みづくりを行う。

《な行》

【二酸化炭素（CO₂）】

常温常圧では無色、無臭の気体で、石炭、石油、天然ガス、木材等の炭素分を含む燃料の燃焼により発生するもので、温室効果を持ち、地球の平均気温を 15℃前後に保つのに寄与してきた。

大気中濃度は、産業革命以前は 280ppm 程度であったが、産業革命以降は化石燃料の燃焼や吸収源である森林の減少等によって年々増加し、今日では 420ppm を超えるまでになっている。

《は行》

【ハイドロフルオロカーボン（HFC）】

オゾン層を破壊しないことから、CFC や HCFC の規制に対応した代替物質として 1991 (平成 3) 年頃から「代替フロン」として使用され始めた化学物質で、京都議定書で削減対象とされた温室効果ガスのひとつである。

【パーフルオロカーボン（PFC）】

1980 年代から半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質であり、HFC ほどの使用量には達しないものの、CFC の規制とともに使用量は増加している。京都議定書で削減対象とされた温室効果ガスのひとつである。

【パリ協定】

2015(平成 27)年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された、2020(令和 32)年以降の温暖化対策の新たな国際的枠組みをいう。産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満になるよう努力する等の数値目標が定められた。

【PDCAサイクル】

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の 4 段階を繰り返すことにより、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図るための考え方をいう。

《ま行》

【未利用エネルギー】

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温と温度差がある河川や下水、雪熱等、有効に利用できる可能性があり、これまで利用されてこなかったエネルギーをいう。

【メタン（CH₄）】

有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程等から発生する無色の可燃性気体で、温室効果ガスのうち、原因の約 6 割を占める二酸化炭素に次いで、約 2 割の影響を及ぼす。

単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約 28 倍と大きく、回収しエネルギー源として利用するための研究が続けられており、近年は、有機性廃棄物の処理及び温暖化防止の観点から、メタン発酵を利用した処理プラントの導入事例等が見られる。

【木質バイオマス】

木材からなる再生可能な生物由来の有機性資源をいい、樹木の伐採や造材時に発生した枝・葉等の林地残材、製材工場等から発生する樹皮やのこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝等がある。

最近では、木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化等の研究も進められている。

《ら行》

【六ふっ化硫黄（SF₆）】

1960 年代から電気及び電子機器の分野で絶縁材等として広く使用されている化学物質であり、使用量はそれほど多くないが、新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。京都議定書で削減対象とされた温室効果ガスのひとつであり、地球温暖化係数は、二酸化炭素の 23,500 倍で温室効果ガスの中では最も高い。